

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成20年2月19日(火)午後3時~午後4時30分

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室(3階)

第3 出席者

(委員)

岡田隆弘, 加藤朋寛, 川端真理, 白澤 伸, 月山純典, 成川洋司,
西平都紀子, 畑 純一, 松本哲泓, 森口佳樹, (欠席者)眞野 廣

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者又は庶務)

福本刑事首席書記官, 油谷事務局長, 藤井事務局次長, 松阪総務課長,
山崎総務課課長補佐

第4 議事【発言者 / : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員(弁護士), : 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判官), : 事務担当者又は庶務】

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 意見交換等

テーマ「裁判とは何だ? - 刑事裁判の場合 - 」

今回は, 裁判所について知っていただくということで, 「裁判とは何だ? - 刑事裁判の場合 - 」というテーマで, 先程, 刑事裁判を傍聴していただきましたが, その印象はいかがでしたでしょうか。

最近、痴漢の冤罪を扱った映画を見たのですが、その中で、検察側は証拠をすべて公開する必要がなく、必要があるなら、弁護士から具体的にそれを示し、公開を求めるという手続をとらなければ公開できないというイメージだったのですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。

刑事訴訟法上、検察官は、裁判所に取調べを請求する証拠、請求を予定している証拠については弁護人に開示しなければならないということになっています。検察官が収集した証拠のすべてではなくて、検察官として、裁判所に立証のために必要があると考える証拠をあらかじめ弁護人に見せておくことが求められているわけです。ただ、事案により、検察官が請求している証拠の内容の信用性を判断するために、それに関連する証拠を弁護人が見る必要があるという場合もありますし、また、争点に関連して何か証拠がないのかということで確認を求めることもあり得るわけです。公判前整理手続又は期日間整理手続というものが設けられていますが、その手続の中で一体何が争点になるのか、弁護人としてどういう点が問題と考えているのかを明らかにしてもらする必要があります。その場合には、それに関連した証拠について開示することによる弊害、例えば証言をした人に危害が加えられる危険性などと、必要性等を天秤にかけて開示するという手順を踏むことになっています。ただ、裁判員裁判対象事件については、公判前整理手続を必ず行うということになっていて、検察官の判断と弁護人の判断とで食い違いがあれば、裁判所で開示をすべきかどうかを裁定する手続が設けられています。

弁護側としては、検察官は持っている証拠を全部出してくれればいいのにとおもっていますが、刑事訴訟法はそうはなっていません。ですから、裁判所の裁定手続ができたことは、そういう意味で非常に大きなエポックになっていて、ようやくいろいろな証拠を弁護側に開示してもらえる手続が裁判員裁判をきっかけにして始まったというのが、率直な感想です。

検察官は単に訴追するだけでなく、公益の代表者として、被告人にとって有利な証拠も出すべきで、勝ち負けにこだわって不利な証拠は隠すということがあってはいけません。

数年前までは検察官の手持証拠を弁護人に見せるかどうかということについてはそもそも規定がなく、最高裁判所の判例で、限定的ながら、見せるという扱いになっていました。そこで、強制的に手持証拠を示させるということはなかなか難しい状況にあったのですが、裁判員制度導入に際しての法改正の中で、いろいろ要件はあるものの、その事件を判断するのに重要な証拠、争点に関してかなり意味を持つ証拠については検察官は見せなさいということになりました。

外国でも開示を認めている国はいろいろあるのですが、認め過ぎてそれが弊害になるケースもありますし、情報が漏れて捜査妨害になるというケースもあります。その辺りから捜査する側としてはそんなに必要のないものは出たくないということになります。しかし、弁護する側からすれば、必要かどうかは見てみないと分からないという面があるわけです。一定の開示を要求できる制度になってきましたが、実際の場面では、これからもギシギシとせめぎ合っていくのだらうと思われまます。

立場による見方、考え方の違いから、弁護士側と検察官側とで相当やり合ったというのがあります。ただ、刑事裁判記録は、いろいろなところで人のプライバシーにかかわる問題もあって、何でもオープンにすればいいというものではないと考えています。また、あまりいろいろなものを出してしまいますと、それこそ証拠漁りということで、本来争点にしなくてもいいようなところまで争われる原因になるということもあります。その他いろいろ弊害もあることから、全面的に開示するわけにはいきませんというスタンスを採ってきているということもあります。いずれにしても、争点に関連するものについて隠そうとかいった発想は全くありません。

扱う情報が、多くの人のプライバシー満載で、漏れれば人の人生を左右しかねないような情報なので、慎重にならざるを得ない面があるのではないのでしょうか。

検察官が弁護人に開示した証拠が全部法廷に出されるわけではないのです。弁護人に見せても、本件では必要ないと思われる証拠は検察官は請求しないし、弁護人もその証拠を見ていても、本件では必要ないとして証拠請求をしないことが多いのではないかと思いますので、実際に裁判員の皆さんが見る証拠というのは、かなり少なくなってくるのではないかと思います。裁判員裁判の場合は、大体3日ぐらいで終わらせるということですが、これまでのように、法廷で読まれた証拠をさらに裁判官が記録を自宅に持ち帰って何度も何度も読み返すということでしたら、証拠が増えていてもある程度対処できるのですが、法廷で調書の内容を読まれて、その記憶に基づいて判断を下すといった場合は、とても全部は消化しきれないという状況になると思います。

かなり専門的な話になってきているのですが、弁護士、検察官、裁判官という立場の違いというのがこの議論の中で出て来たのだらうと思います。ほかに御感想はありますか。

それぞれの分野で女性の割合はどれくらいあるのでしょうか。例えば弁護士に女性が多いように思うのですが、何か理由があるのでしょうか。それと、例えば検事と裁判官との人事交流というのはあるのでしょうか。例えば公務員でしたら他府県と人事交流をしたり、国の省庁でしたら省庁間の人事交流というのがあると思うのですが、そういうのはあるのでしょうか。

まず、女性の裁判官の割合ですが、平成19年度における裁判官の定員は、平成19年4月15日現在で、3,416人です。そのうち女性の裁判官数は499人です。ですから、割合としましては約15パーセントとい

うこととなります。和歌山における女性裁判官の割合ですが、和歌山地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の裁判官は、本庁及び管内の支部、簡易裁判所を合わせますと20人です。そのうち女性裁判官数は5人ですので、25パーセントという割合です。

女性検事の割合については、正確なところは把握していませんが、おそらく裁判所とそんなに変わりはないのではないかと考えています。ちなみに和歌山地方検察庁の場合ですが、検事に限って申しますと、検事正、それから次席検事のほかに、ヒラの検事が6人いまして、そのうちの3人が女性です。

女性弁護士の割合については、全国のごことはよく分からないのですが、和歌山は、現在、会員が90人いまして、うち女性会員は5人です。和歌山の本庁管内に4人と、大阪から登録替えをしてきた人で、田辺に1人います。

和歌山地方裁判所、家庭裁判所の本庁に関して言いますと、女性の割合が高いと思います。今日、傍聴していただいた法廷の裁判官も女性でしたが、刑事部の裁判官4人中、2人が女性です。時々ニュースで法廷の場面が放映されますが、3人の裁判官のうち2人は女性というパターンは結構あるのではないのでしょうか。また、家庭裁判所におきましては、所長も含めて4人で事件を担当していますが、うち3人が女性ですので、7割5分が女性ということになります。和歌山に関して言えば、女性の率はかなり高いと言えると思います。

人事交流の点ですが、まず裁判官がどのように任命されるのかという点から説明しますと、地方裁判所の裁判官には、判事と判事補がいます。判事は、判事補、検察官、弁護士に10年以上在職した者から任命されます。判事補は、司法修習を了えた者の中から任命されます。簡易裁判所の裁判官は、司法事務に携わり学識経験豊かな者の中から、簡易裁判所判事選考

委員会によって選考されます。日本の裁判官は、司法修習の修了後は、そのまま判事補として任官し、そのまま裁判官として経験を重ねていくというケースが最も多いと言えます。また、検察官から裁判官に転官する場合もあります。そして、弁護士から裁判官になるという場合もあります。

人事交流の関係で言いますと、裁判官から検察官に転官する場合もあるのです。検察庁ではなくて、法務省に国家賠償事件や行政事件などを担当している部署があるのですが、国家賠償事件を担当するには、国又は地方公共団体が弁護士を雇うということもありますが、職員にその代理をさせるという場合には、訟務検事といって法務省に所属する検事に訴訟活動を行わせることがあります。検察庁は刑事事件が専門ですが、この場合は基本的には民事事件を扱うこととなりますので、裁判官から出向した訟務検事が、国や公共団体の代理人として職務を行います。このようなケースはかなりあります。それで、本人が訟務検事でずっといくということであればそうなりますし、やはり裁判官に戻りたいという希望がある場合は、また、裁判官に戻ってくるというケースもあります。純粹に検察官に転向したり、出向するケースもあります。弁護士との関係で言いますと、官を辞めると弁護士になるという形になり、また、再度裁判官として任官する人もいますので、こちらは人事交流という概念には該当しないのではないかと思います。

現在は、若手の裁判官、若手の検察官について、いろいろな職務経験をさせようということで、裁判官、検察官が2年間弁護士をやって、また元に戻るという制度が始まっています。既に複数名の方が全国で弁護士をされています。

裁判員制度のことですが、一般の人から見ますと、裁判所のことがよく分からない、あまり近寄りたくないというのが一番正直なところではないかと思うのです。今日、傍聴させていただいて、自由に傍聴できるという

ことは知らなかった部分もあります。その点のPRなどがまだ必要ではないかと感じました。また、今日の裁判の進行で、検察官や弁護士の発言は、私自身は、よく聞き取れなかったと言いますか、スピードが速かった部分もありましたので、分からなかったというのがあります。ですから、裁判員制度の裁判になった場合、素人や年配の方もいるということで、言葉もゆっくり、分かりやすく進めていかないといけないのではないかと思います。それともう1点、裁判用語と言いますか、専門用語があると思うのですが、素人にはなかなか馴染みにくく、その意味さえ分からないということがあると思うのです。例えば、一般的な表現として裁判員に分かりやすく伝えるということを実際検討されておられるのでしょうか。

法廷傍聴をしたときの感想の中に、裁判官も含めて検察官、弁護士は早口である、声が小さい、何を言っているのか分からないというのが、かなりあります。これはやはり今まで法曹三者だけでやってきた裁判の弊害だろうということは実感しています。当然、裁判員裁判が始まるとこれではだめだろうと思います。特に、検察官、弁護人の立場からいくと、自分の主張が裁判員に理解されなかったら、そもそもそれでアウトということになりますので、ここはもう変わらざるを得ません。実際、かなり変わってきていると思います。今日、御覧になった裁判は従来やり方でやっていたと思うのですが、実際に裁判員裁判が始まったら、多分そういう形ではいかないだろうと思います。あと、用語については分かりやすい用語に読み替えるということが必要です。裁判員裁判の場合には、検察官も弁護人もそれぞれ法廷で自分の主張を述べるプレゼンテーションのような場面があると思うのですが、その中でもあるだろうし、あるいは裁判官も裁判員と評議をする中で、その内容を説明するということになると思います。ですから、平易な用語に変えていくとともに、その内容を説明し理解してもらうという形の方で進んでいると思います。

今日の刑事裁判は、これまでの標準的な審理のやり方ではなかったかと思うのです。限られた時間の中で多数の事件を処理していくので、どうしても早口になっていくというのと、それから裁判官の方を向いてしゃべるので、傍聴席では聞き取りにくいというのがあるのです。これからは、先ほども言われた裁判員制度ということになって、重大な事件こそ法廷で心証を採る、少なくとも裁判官は採らなければいけないという形になりますから、そこには検察官も弁護人もこれまで以上に工夫が必要になってくるだろうと思います。

質問が3点あるのですが、1点は、裁判員制度で、社員が選ばれたときに、企業として、こういった形で受け入れたらいいのかということ。有給を使うとか、無給なのか、そういうことを今後、いろいろな経営者の方が考えていかなければいけないと思いますので、そこら辺りをお聞きしたいと思います。もう1点は、裁判官と言えども人間ですから、いろいろ腹立たしいと思うこともあれば、普段の生活の中でも、いろいろあると思います。実際に人を裁く中で、人間としてどんなことがあろうとも平静でいられるような精神面の研修など何かされているのかなということもすごく思いました。あと、もう1点は、裁判官の日常生活で、民間人と交際してはいけないのかなど、お聞きかせいただけたらと思います。

裁判員法では、社員が候補者になった場合、それに協力しなければいけないという義務があります。ですから、休暇の取得を請求されたら与えなければいけないという決まりになっているのですが、その休暇に対して有給の休暇にするか、無給の休暇にするかは決められていません。ですから、それは各企業で、その実情に応じて判断して決めていただくことになるのですが、裁判所からの希望といたしましては、できれば有給の特別休暇を設けていただければありがたいと思っています。

裁判員として送り出すのが困難だという話があります。代替要員がある

かどうかについては、大体6週間前に連絡しますから、代わりに仕事をしてくれる人があれば代わってもらって来ていただきたいのです。休暇制度とともに代替して処理するというシステムを企業にはお願いしたいと思うのです。

正直申しまして、事件を担当していて腹も立ちますし、被告人に対して同情する場合もあるし、被害者側に対して同情すること、あるいは結構多いのが被告人の親族に対して同情することなど、やはり感情面ではかなり感じることは多いと思います。ただ、そのまま感情に流されて仕事をしてしまうと裁判になりません。非常にストレスが溜まる仕事であるということは間違いなく言えると思います。裁判官としては、いろいろな方法で感情を抑えるというか、そういう感情を抑えることによって溜まったストレスを発散するということで仕事をしていると思います。民間人と交際してはいけないのかという点につきましては、もちろん、交際していいということで、個人的なことを言わせていただきますと、私自身民間人と交際して結婚しましたので、そういう意味では普通の人と全然変わらない。ただ、付き合いをしていく上で、事件の関係者の人とは交際を絶たなければいけないだろうと思います。例えば、お店に飲みに行くにしても、そのお店が事件関係者のお店だとかいうことであると、馴染みにして置いてボトルがキープしてあるけど、残念ながらあきらめるということになると思います。

検察官についても、人それぞれでして、やはり、お酒の好きな人はそちらで発散しますし、ゴルフの好きな方も結構います。私はあまり酒も運動もやらないのですが、ただ、何となくブラブラ街の中を歩き回るということでストレスを発散したりしています。皆さん、それぞれ何らかの趣味を見つけてやっておられると思います。こちらへ来てからはやっていないのですが、東京にいた時分は太極拳のクラブに入っていて、そこで仲間と一緒にお酒を飲んだりしていたということもありましたので、そういう

意味で、やはり民間の方との交際については、特に問題にはならないと思います。もちろん、その中で何かあれば一線を引かなければならないというところは裁判官と同じです。

弁護士は、和歌山では囲碁の会とゴルフクラブとスキューバダイビングのクラブがありまして、それ以外にもたくさん趣味を持っている人が多いです。私もスキューバダイビングや山登り、また、田舎が好きで、田舎にこもって遊んでいます。

3年前ぐらいから裁判所にはいろいろお世話いただきまして、裁判官に講義に来ていただきました。去年は女性の裁判官に来ていただき、裁判官に対して非常に親しみを持ったようです。その時は、裁判員制度の話でして、後で学生にアンケートを取ってみますと、自分が法廷に立って裁判をするなんて非常に難しいし、そもそも裁判というものを見たことがありませんという感想が上がってきました。実際、法廷見学に行った学生が、「何も分かりませんでした。」と言うのです。恐らく今日の裁判でも、いきなり座って起訴状朗読があって、一体これは何をやっているのかなという形で20分ぐらいでパッと終わってしまうというのが、おそらく学生から見たときの純朴な感想であると思うのです。そこで、一般の人が来たときに、刑事裁判はこう流れていきますというような概略図のような物を法廷の入口にでも置いていただいて、一つ目の事件は、2段階目から3段階目の辺りですとか、二つ目の事件は、もう4段階目まで来ています、最後の事件は、判決の宣告ですというような形で説明していただくことはできないでしょうか。

裁判所がPRをやり過ぎますと、被告人のプライバシーへの配慮も要するという気がしたのですが。

裁判員制度の広報も大事だと思うのですが、実際、裁判員候補者は最低でも25人ぐらい呼ぶわけです。しかし、今の裁判所の駐車場を見ると、置く

ところがないです。我々もあまり車を使うのも良くないのですが、やはり地方では車は大事だと思います。今回、裁判員棟ができたために、ますます使えなくなっていますが、テニスコートに使っていたところなど、駐車場問題について、市民の視点から、どうしたらいいかということを経験するといいのではないかと思います。

駐車場の必要性は、利用者の側も裁判所の側も一致していると思いますが、予算の関係などでできないという形になってしまいます。

本当は、地下駐車場でもできれば一番いいのですが、白線の引き方とか、ここは使ってもいいようにするとか、予算を必要としないレベルの工夫もできると思います。今後、裁判員裁判に向けてより多くの方が、裁判所に関心を持つし、傍聴にも来てもらわなければいけないのに、市民から見れば、ここは空いているのに使わせてくれないかというようなことがあると問題だと思います。

中庭の利用も考えてはいるのです。できるところは、今日お話を聞かせていただいたということで、考えていきたいと思います。駐車場は、一つの例で、駐車場等の設備の問題ということで提案があったということで、次回のときに報告をさせてもらって、そのときに御意見を伺うようにしましょう。

正面玄関の車寄せのところに車を止めると雨が当たらないようになっているのはいいのですが、車椅子用のスロープを通ろうと思うと、雨の当たるところへいったん出なければいけないのです。それで、車椅子の利用者の方が、ここは親切なのかどうか分からないということも言っていました。

2階、3階とも北側の廊下が暗いのです。もちろん省エネの時代ですから、すべての電気が赤々と点いている必要はないのですが、ちょっとトイレの前が暗くて、何でこんなに暗いのかなと思います。

分かりました。

5 次回の委員会の開催日時について

次回の委員会の開催日時は，平成20年7月4日（金）午後とし，時間については追って決定することとされた。

6 次回の委員会の意見交換テーマについて

次回の意見交換テーマについては，追って決定することとされた。

7 閉会（午後4時30分）